

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 概説

エンロンやワールドコム等、諸外国における一連の企業会計不正事件を契機として、監査監督の重要性が高まり、監査の品質の確保・向上のために世界各国で監査業界から独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、相互の情報交換等を目的として各国の監査監督機関が非公式に集まり、平成16年9月に第1回監査人監督機関会議（参加9カ国）が開催された。その後、平成18年9月の第5回監査人監督会議において、常設の監査監督機関国際フォーラム（IFIAR^{イフィアール}：International Forum of Independent Audit Regulators）の設立が正式に承認され、平成19年3月、審査会の主催により第1回会合（加盟22カ国）が東京で開かれた。平成22年3月までに7回の本会合が開催されているが、平成22年3月末現在で加盟国数は35カ国・地域へと拡大した。審査会からは会長及び常勤委員等が会合に出席している。

このほか、審査会は、各国の監査監督機関等と個別に会合等を実施するなど、国際的な監査の品質の確保・向上に向け、各国当局との協力関係の構築・充実に努めている。

2. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）

（1）組織等

① 目的

IFIARの目的は、以下のとおりである。

- i 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ii 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- iii 監査の品質に関心を有する他の組織との対話の場を提供すること。

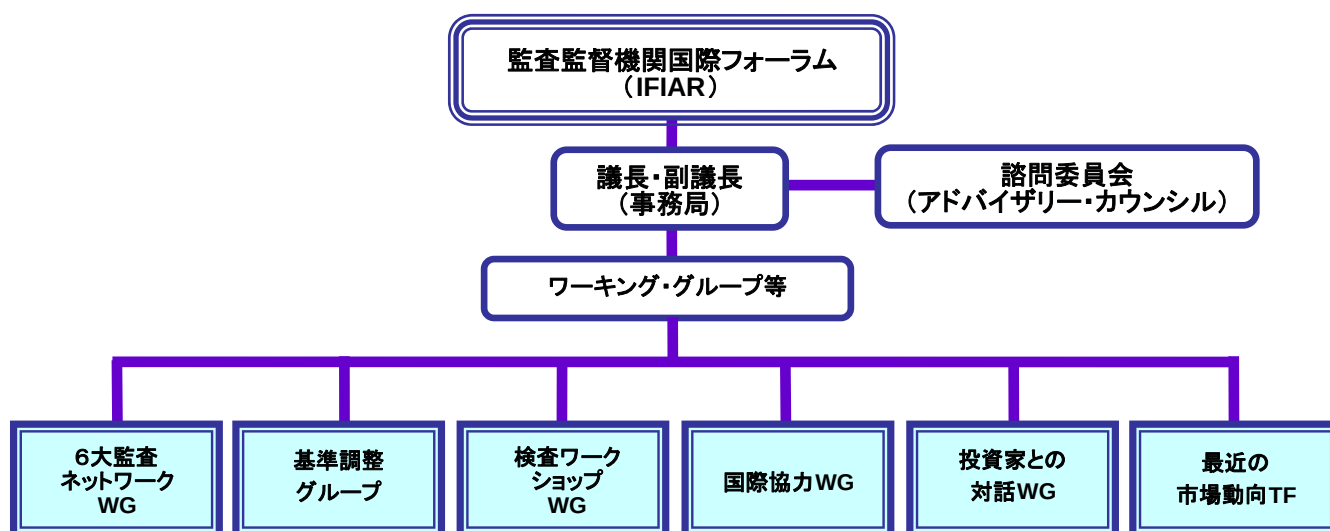
② 組織

IFIARは、平成22年3月末現在で、35カ国・地域が加盟しており、議長・副議長の下、6つのワーキング・グループ（WG）等下部組織（6大監査ネットワークWG、基準調整グループ、検査ワークショップWG、国際協力WG、投資家との対話WG、最近の市場動向タスク・フォース

(TF)) が置かれている。

また、議長・副議長への支援及び助言を行う諮問委員会（アドバイザリー・カウンスル）が置かれ、審査会は、米国、ドイツ、フランス、ノルウェー、シンガポールとともにそのメンバーに選出されている。

《IFIAR の組織図》



（２）活動状況

① 本会合

イ 第5回会合

平成21年4月27日から29日まで、スイス連邦監査監督庁（FAOA）の主催により、バーゼルにて開催され、審査会からは金子会長及び脇田委員等が出席した。

会合には、30カ国・地域の監査監督機関が出席したほか、7国際機関がオブザーバーとして参加した。

会合では、国際的な6大監査ネットワークの代表が参加し、最近の経済状況に関する問題とそれに対する対応、及び監査人に影響を与える一連の他の問題について意見交換が行われた。

次期議長にスティーブン・マイヨール蘭金融市場庁（AFM）事務局長、副議長にポール・ボイル英財務報告評議会（FRC）CEOが選出された。

また、IFIARの管理・組織上必要とされる中核業務のためにメンバーによる分担金の拠出を開始することに原則合意した（P143 資料4－1、P144 資料4－2 参照）。

ロ 第6回会合

平成 21 年 9 月 14 日から 16 日まで、シンガポール会計企業規制機関（ACRA）の主催により、シンガポールにて開催され、審査会からは脇田常勤委員等が出席した。

会合には、29 カ国・地域の監査監督機関が出席したほか、証券監督者国際機構（IOSCO）ほか、5 国際機関がオブザーバーとして参加した。

また、IFIAR の財源の確保について話し合いが行われたほか、現在の市場の状況が監査の品質に与える影響についての意見交換や投資家との対話が行われた（P146 資料 4－3、P147 資料 4－4 参照）。

ハ 第7回会合

平成 22 年 3 月 22 日から 24 日まで、アブダビ会計説明責任庁（ADAA）の主催により、アブダビにて開催された。

会合には、30 カ国・地域の監査監督機関が出席したほか、6 国際機関がオブザーバーとして参加した。

また、IFIAR の活動計画の議論、財源の管理のための法人の設立手続が行われたほか、グローバル監査ネットワークとの対話が行われた（P149 資料 4－5、P150 資料 4－6 参照）。

《これまでの監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）開催実績》

- ・ 第1回 平成 19 年 3 月 22・23 日 東京
- ・ 第2回 平成 19 年 9 月 24・25 日 トロント
- ・ 第3回 平成 20 年 4 月 9～11 日 オスロ
- ・ 第4回 平成 20 年 9 月 22～24 日 ケープタウン
- ・ 第5回 平成 21 年 4 月 27～29 日 バーゼル
- ・ 第6回 平成 21 年 9 月 14～16 日 シンガポール
- ・ 第7回 平成 22 年 3 月 22～24 日 アブダビ

② 検査ワークショップ

監査に対する検査に係る事項は、IFIAR の中核を成す活動であることから、検査の技術及び経験について共有する機会を提供するため、IFIAR メンバーの検査官を中心とした会合である検査ワークショップが開催されている。

平成 22 年 2 月にパリにおいて第 4 回会合が開催され、31 カ国・地域の監査監督機関が参加した。

当会合では、世界金融危機に対する監査事務所の対応やその対応が監査の品質に与えた影響についての全体討議のほか、ゴーイング・コンサーン、公正価値測定・減損等の個別テーマに沿った意見交換が行われた。審査会からも検査官等を派遣し、世界金融危機の影響による日本における監査の品質の現状について紹介した。

《これまでのIFIAR検査ワークショップ開催実績》

- ・ 第1回 平成19年5月30・31日 アムステルダム
- ・ 第2回 平成20年1月29・30日 ベルリン
- ・ 第3回 平成21年2月11～13日 スtockホルム
- ・ 第4回 平成22年2月9～12日 パリ

3. その他

審査会は、IFIAR以外でも二国間ベースで各国の監査監督機関等との意見交換等を随時行い、積極的な情報交換に努めている。

特に、平成20年4月から改正公認会計士法が施行されたことを踏まえ、外国監査法人等への検査に係る具体的な実施手続等、新制度の実施のあり方について、金融庁とともに、各国当局と意見交換を実施している（P14第2章の3. 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針等参照）。